

業務委託、役務の提供及び物件の借入に係る一般競争入札実施要領

(平成 29 年 3 月 23 日 28 契検第 104 号)

(趣旨)

第 1 この要領は、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号。以下「告示」という。）第 1 のその他の契約のうち、業務委託、役務の提供及び物件の借入れ（以下「業務委託等」という。）において実施する一般競争入札に関し、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 業務委託

告示第 1 のその他の契約のうち委託料によりその支出を行うものをいう。

(2) 役務の提供

告示第 1 のその他の契約のうち役務費によりその支出を行うものをいう。

(3) 物件の借入れ

告示第 1 のその他の契約のうち土地、建物、機械器具等有体財産の借入に係るものをいう。

(4) 予算執行者

財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条第 6 号に定める予算執行者をいう。

(5) 電子入札

長野県電子入札システムを利用して入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行う入札をいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず、紙（書面）により行う入札をいう。

(対象)

第 3 この要領の対象は、長野県が発注する業務委託等であって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による一般競争入札によるものとする。

(入札参加者の資格要件)

第 4 入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札の公告日から落札決定までの間、

次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ただし、第2号に掲げる資格については、開札時までには資格の確認を受けなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は規則第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 告示に掲げる契約の種類及び予定金額に応じた等級の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

2 入札参加資格要件は、前項に規定するもののほか、当該契約の種類、性質、目的又は予定金額により、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて定めるものとする。なお、当該要件を定めた場合、入札参加者は、入札の公告日から落札決定までの間、当該要件を満たしていなければならない。

- (1) 当該契約に必要な資格等を有する技術者等を配置できる者であること。
- (2) 事業者の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- (3) 当該契約と同種（類似）業務の履行実績がある者であること。
- (4) 営業に関し、許可又は認可等を必要とする場合において、これらを受けている者であること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、予算執行者が必要と認める資格要件を満たしている者であること。

（事業者の所在地に関する要件）

第5 第4第2項第2号に定める事業者の所在地に関する要件（以下「地域要件」という。）は、「県内に本店、支店又は営業所を有していること」を原則とする。

ただし、個別の業務等の形態に応じ、県内に本店を有していること、履行場所の存する4ブロック（東信、南信、中信又は北信の地域。）内に本店、支店又は営業所を有していること、履行場所の存する10ブロック（地域振興局の管轄区域。）内に本店、支店又は営業所を有していることなどの地域要件を付することができるものとする。

2 地域要件については、次の各号に該当するものには適用しないものとする。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける案件（以下「特定調達契約」という。）
- (2) 専門的な調査、研究に係る業務など特殊な案件
- (3) 総合評価落札方式により本店所在地等に加点する案件
- (4) 参加要件に該当する県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件
- (5) 履行可能な県内事業者が少ない場合等競争性、公平性の確保が難しい案件
- (6) 前各号に掲げるもののほか、予算執行者が地域要件を付することが適当でないとする案件

(入札参加者の資格要件の決定)

第6 業務委託等の入札参加者の資格要件は、予算執行者が決定するものとする。ただし、当該契約が、建設工事請負人等選定委員会の審議を要するものであるときは、知事部局及び教育委員会にあっては、長野県建設工事請負人等選定委員会要領(昭和54年8月24日付け54監第230号)の規定に基づき、長野県警察にあっては、長野県警察建設工事請負人等選定委員会設置要綱(平成28年9月20日付け例規第24号)の規定に基づき、建設工事請負人等選定委員会の審議に付し決定するものとする。

(入札の公告)

第7 予算執行者は、対象の業務委託等を入札に付すときは、地方自治法施行令第167条の6及び規則第122条の規定により公告するものとする。

2 前項による公告は、原則として長野県公式ホームページ(「長野県電子入札システム」及び「長野県入札情報システム」を含む。以下同じ。)に掲載して行うものとする。

3 予算執行者は、次に掲げる事項を公告により明らかにするものとする。

(1) 入札に付する発注件名(業務名)、履行期限(履行期間)、履行場所(納入場所)及び業務概要に関する事項

(2) 入札方法に関する事項

(3) 入札の場所及び日時に関する事項

(4) 開札の場所及び日時に関する事項

(5) 入札説明書(様式第1号)、契約書(案)、仕様書等に関する事項

(6) 入札参加者に必要な資格要件に関する事項

(7) 入札参加希望者に求められる事項

(8) 入札保証金に関する事項

(9) 入札額に関する事項

(10) 入札書提出方法に関する事項

(11) 電子入札の特例に関する事項

(12) 郵送入札の可否に関する事項

(13) 開札に関する事項

(14) 入札の無効に関する事項

(15) 落札者の決定方法に関する事項

(16) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札(特定調達契約に関し必要な事項を含む。)に関し必要な事項

4 第1項の公告は、標準公告例(様式第2-1号及び様式第2-2号)により行うものとする。

5 公告の期間は、原則として10日以上(公告日の翌日から起算して、入札日の前日までの日数)とし、長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を含むものとする。

ただし、急を要する場合にあっては、その期間を5日以上とすることができるものとする。

6 特定調達契約に係る公告については、第2項の規定にかかわらず、県報に登載して公告するも

のとし、併せて長野県公式ホームページに公告の内容を掲載するものとする。

7 特定調達契約に係る公告の期間は、第5項の規定にかかわらず、原則として40日以上（公告日の翌日から起算して入札日の前日までの日数とし、休日を含む。）とする。

ただし、急を要する場合にあっては、その期間を10日以上とすることができるものとする。

（契約書（案）、入札説明書、仕様書等）

第8 予算執行者は、契約書（案）、入札説明書、仕様書等について、原則として長野県公式ホームページへの掲載又は入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 仕様等のすべてを入札公告に掲載することができない場合は、追加資料等を発注機関において閲覧に供するものとする。

3 第1項の掲載及び前項の閲覧は、入札日まで行うものとする。

（仕様書等に対する質問・回答）

第9 仕様書等に対する質問は、質問書（様式第3号）又は同等の項目が含まれる書式により受け付けるものとし、入札公告の日から入札参加資格要件審査書類の提出期限までの間のうち、2日（休日を含まない。）以上の受付期間を設定するものとする。

2 予算執行者は、前項の質問に対する質問回答書（様式第4号）を長野県公式ホームページに掲載するものとし、回答の最終期限は、原則として質問受付最終日の翌日（休日の場合は、休日明け）とする。

（入札参加資格要件審査書類の提出）

第10 予算執行者は、一般競争入札に参加することを希望する者（以下「参加希望者」という。）の参加資格を確認するため、参加希望者から、一般競争入札申込書（様式第5号）等の入札公告に示す審査書類の提出を求めるものとする。

なお、参加希望者が共同企業体の場合にあっては、構成員全員の上記書類のほか、共同企業体協定書及び共同企業体代表者に関する委任状の提出を求めるものとする。

2 参加希望者は、審査書類を、入札公告に示す方法により入札日の3日前まで（休日を含む。ただし、3日目が休日の場合は、その前日まで）に提出するものとする。

3 予算執行者は、入札参加資格要件審査のため、審査書類を提出した参加希望者に対して、必要な指示をすることができるものとする。

4 予算執行者が必要と認めた場合は、審査書類に関するヒアリングを実施することができるものとする。

（入札参加資格要件の確認）

第11 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、入札参加資格要件に基づき、参加希望者が当該要件を満たしていることの確認を、入札日の2日前まで（休日を含む。ただし、2日目が休日の場合は、その前日まで）に実施することとする。

2 予算執行者は、参加資格要件の確認の結果、参加資格がないと認めた者に対しては、速やかに

入札参加資格要件不適合通知書（様式第6号）により、その理由を付して一般書留又は簡易書留の方法により郵送するとともに、電話、ファックス又は電子メール等の方法により連絡するものとする。

- 3 入札参加資格要件の確認は、一般競争入札参加資格確認結果一覧表（製造の請負契約、物件の買入れ契約、物件の借入契約及びその他の契約に係る入札契約情報公表要領（平成28年3月31日付け27契検第149号。以下「公表要領」という。）で定める様式第2号）により取りまとめ、審査書類とともに保存するものとする。
- 4 予算執行者は、前項の一般競争入札参加資格確認結果一覧表に記録したときは、契約締結後遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前項の公表は、一般競争入札参加資格確認結果一覧表を予算執行者の事務所等において閲覧に供して行うものとする。

（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第12 審査書類を提出した者は、前条第2項による入札参加資格要件不適合通知書を受領したときは、入札及び契約に係る苦情申立手続要領（平成28年3月31日付け27契検第150号）に基づき、苦情申立て及び再苦情申立てができるものとする。

（入札保証金）

第13 予算執行者は、一般競争入札申込書の提出があったときは、参加希望者の入札保証金について、規則第127条の規定により、納付の免除ができるかどうかの確認を、入札日の2日前まで（休日を含む。ただし、2日目が休日の場合は、その前日まで）に実施するものとする。

- 2 予算執行者は、前項による確認の結果、入札保証金の納付が必要であると認めた者に対しては、速やかに、電話により連絡するものとする。

（入札書の提出期限）

第14 入札書の提出期限は、入札公告に示すものとする。

（入札方法）

第15 入札方法は、電子入札又は紙入札から予算執行者が選択し、入札公告等で事前に示すものとする。

（入札書の提出方法）

第16 電子入札が指定された場合は、入札書は長野県電子入札システムにより提出し、これ以外の方法での提出は認めない。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下の事由に該当する者については、あらかじめ予算執行者の承認を得た場合は、紙により、入札書の事前提出（郵送又は持参に限る。以下同じ。）を行うことができるものとする。

- ・電子証明書（ＩＣカード）の新規取得、失効又は破損による再取得手続き中の場合
- ・パソコンや通信環境の障害により、長野県電子入札システムで入札書の提出ができない場合
- ・その他やむを得ないと認める場合

3 前項の承認は、承認を希望する者から、入札公告で定める入札申込書等提出期限までに事前提出承認依頼書（様式第9号）の提出を受け、事前提出回答書（様式第10号）によりファックス又は電子メールで連絡するものとする。

承認を得て入札書の事前提出を行う場合は、第4項ただし書き又は第6項の規定により作成し、郵送にあつては入札日まで、持参にあつては入札日時までに本件発注に係る照会先に入札書が到達するものとする。

4 紙入札による入札書の提出は、入札公告に示す入札日時に入札会場へ出向き、直接入札書を提出するものとする。ただし、入札日時に入札会場に出向くことができない場合は、入札書を封かんし、封筒の表面に、開札日、発注件名及び入札者の氏名（法人の場合は、商号又は名称）を記載のうえ、入札日時までに提出するものとする。また、入札公告で指定した場合、郵送入札を認めることができる。

5 第1項、第4項の規定にかかわらず、特定調達に係る入札においては、郵送による入札書の提出を認めなければならない。

この場合において、第2項の規定による予算執行者の承認は不要とする。

6 郵送による場合は、次の各号により作成し、入札日までに到達するように送付しなければならない。

- (1) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
- (2) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、発注件名及び入札者の氏名（法人の場合は、商号又は名称）を記載すること。
- (3) 外封筒には、入札書を入れ封かんした中封筒を入れ、封筒の表面に、開札日、発注件名及び「入札書在中」を記載し、裏面に、入札者の氏名（法人の場合は、商号又は名称）及び担当者名並びに担当者連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。

（代理人による入札）

第17 入札参加者は、入札に関する権限を代理人（復代理人を含む。以下同じ。）に委任しようとするときは、入札に際して委任状（様式第7号）を提出しなければならない。ただし、入札参加資格の申請において代理人選任届が提出されている代理人（以下「届出済代理人」という。）に委任する場合は、委任状の提出は必要ないものとする。

2 前項による委任状は、代表者又は届出済代理人を委任者とするものとする。

3 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となることができないものとする。

（入札書の不受理）

第18 予算執行者は、入札書の提出が郵送による場合、次の各号のいずれかに該当する入札書は受理しないものとし、提出された入札書を開封しないまま、入札書不受理通知書（様式第8

号)を添えて、普通郵便で返送するものとする。

- (1) 第16第6項に規定する以外の方法により提出された入札書
- (2) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書
- (3) 外封筒表面に記載の開札日及び発注件名が、入札公告と異なり、対象となる入札に係るものであることが判断できない入札書

(入札書の受理・管理等)

第19 予算執行者は、事前提出された入札書を、施錠のできる保管場所を設け、厳重に管理するものとし、いかなる理由があっても開封してはならない。

- 2 入札書の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 3 一度提出された入札書の書替え、引換え又は撤回は認めないものとする。
- 4 長野県電子入札システムにより提出された書類（以下「電子入札書」という。）は、当該システムの電子ファイルに保管し厳重に管理するものとする。

(開札)

第20 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとし、電子入札の場合は、長野県電子入札システムにより、紙入札の場合は、入札書を開披して、落札者を決定する。

- 2 電子入札の開札は、入札日時の翌日以降に行い、入札参加者の立ち会いを求めないこととし、予算執行者は入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。ただし、事前提出による入札書の提出が無い時は、入札執行事務に関係のない職員の立ち会いは不要とすることができる。

紙により事前提出された入札書がある場合、第24第1項各号のいずれかに該当し無効となった入札書を除き、入札執行事務担当者が入札金額及び電子くじ番号を長野県電子入札システムに入力した後、開札を行う。

- 3 紙入札の開札は、入札参加者の立ち会いのもと行う。ただし、入札参加者以外の者の立ち入りは、予算執行者が、公正な入札事務の執行を阻害するおそれがないとして特に認めた者に限るものとし、この場合にあっても、入札事務の執行を阻害したと認めた場合は、この者を開札会場から退場させることができるものとする。

入札参加者で立ち会わない者がいるときは、予算執行者は入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

なお、紙入札で郵送入札を認める場合の開札は、入札日の翌日以降に開札を行うものとする。

- 4 入札の回数は3回を限度とし、1回目の入札において予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うものとし、再々度の入札を行う場合も同様とする。
- 5 再度及び再々度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低価格の入札者（複数単価契約にあつては、各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低価格の入札者。）から、3回を限度に見積書の徴取を行うものとし、見積書の徴取によっても、予定価格の制限に達しないときは、不落とする。

6 開封した中封筒は、入札書、外封筒とともに保存するものとする。

(再度(再々度)の入札)

第21 前条第4項による再度の入札は、次に掲げる方法により行うものとする。

2 電子入札の再度の入札の受付期間及び開札日時について、予算執行者が別途通知するものとし、再々度の入札を行う場合も同様とする。

3 紙入札の再度の入札は、1回目の入札に引き続き、当該開札場所において行うものとし、再々度の入札を行う場合も同様とする。

この場合において、開札に立ち会わない者については、再度以降の入札を辞退したものとみなす。ただし、入札参加者がひとりも開札に立ち会っていない場合は、再度の入札の受付期間及び開札日時について、予算執行者が別途通知するものとし、再々度の入札を行う場合も同様とする。

また、1回目の入札に参加しなかった者は、再度以降の入札に参加することができない。

4 特定調達契約に該当し、入札参加者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、郵送による入札にかかる時間等を考慮の上、入札日、入札日時及び場所を入札参加者に通知して再度の入札を行うものとし、再々度の入札を行う場合も同様とする。

(入札経過書の作成)

第22 予算執行者は、入札に際して、その経過を入札経過書（契約管理システムを使用する場合は当該システムの様式、当該システムを使用しない場合又は当該システムの様式では不都合な場合は公表要領で定める様式第3号）に記録するものとする。

2 入札経過書には、当該契約に係る入札書を提出したすべての入札者について記載するものとする。

3 予算執行者は、第1項の入札経過書に記録したときは、落札決定後遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前項の公表は、契約情報を長野県公式ホームページに掲載するとともに、予算執行者の事務所等において閲覧に供して行うものとする。

(入札の取り止め等)

第23 予算執行者は、次の各号の一に該当する場合は、当該入札を延期し、若しくは取り止めるものとし、長野県公式ホームページに掲載する。

(1) 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。

(2) 談合の事実は確認されないが、競争入札が公正に執行されないおそれがあり、入札の透明性、公平性を確保する必要があると認められるとき。

(3) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。

ただし、不備が軽微なものであり、原則として、次に掲げる項目をすべて満たす場合で、第9第2項に定める回答の最終期限までに長野県公式ホームページに不備の訂正を掲載した

ときは、入札を継続できるものとする。

ア 不備が入札参加資格に関するものでないもの。

イ 不備が審査書類に関するものでないもの。

ウ 不備の訂正により入札参加者の見積金額が変わるものでないもの。

エ 不備の訂正により入札公告に示す入札日時が変わるものでないもの。

- (4) 入札等の執行に際して、長野県電子入札システムに係る障害、天災又はその他やむを得ない事由が生じたとき。

(無効の入札書)

第24 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。

- (1) 第10第1項に規定する審査書類を提出しない者の提出した入札書
 - (2) 第10第3項に規定する入札参加資格要件審査のために予算執行者が行う指示に従わない者の提出した入札書
 - (3) 第11第1項による確認の結果、入札参加資格要件を満たしていない者の提出した入札書
 - (4) 同一人が入札した2通以上の入札書全部
 - (5) 入札参加者が協定して入札した入札書
 - (6) 発注件名がない又は重大な誤りのある入札書
 - (7) 入札金額のない又は記載が不明確な入札書
 - (8) 記載した入札額と内訳金額の合計額が異なっている入札書
 - (9) 代表者が入札する場合は、法人の商号又は名称及び代表者の氏名（個人の場合は、本人の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書（紙の入札書の場合）
 - (10) 代理人が入札する場合は、法人の商号又は名称（個人の場合は、本人（委任者）の氏名）、代理人の氏名及び第17第1項による委任状又は届出済代理人の印影と同じ印による押印のない又は判然としない入札書（紙の入札書の場合）
 - (11) 日付がない又は当該案件の公告日から開札日までの期間以外の日付が記載された入札書
 - (12) 入札金額の記載を訂正した者でその訂正について押印のない入札書（紙の入札書の場合）
 - (13) 納付した入札保証金等の額が規則第126条第1項の規定により計算した額に達しない場合の当該入札書
 - (14) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
 - (15) 入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件がある場合において、指定した期限までに要件等が認められなかった者の提出した入札書
 - (16) 実質支配会社（親会社と子会社、一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている場合、又は事業協同組合若しくは共同企業体とその構成員）が同時入札した全ての入札書
 - (17) 提出された電子入札書等からウイルスが発見された電子入札書
 - (18) その他入札に関する条件に違反した入札書
- 2 前項に掲げる入札書を提出した者は、再度入札に参加することができない。再々度入札についても同様とする。

(落札者の決定)

第25 予算執行者は、契約の種別により次のとおり、落札者を決定するものとする。

(1) 総価契約及び単価契約

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(2) 複数単価契約

有効な入札書を提出した者であって、次の各号をすべて満たす申し込みをした者を落札者とする。

ア すべての単価が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 各単価に予定数量を乗じて得た金額の合計額が最低であること。

2 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじで落札者を決定するものとする。なお、くじを辞退することはできないものとする。

3 電子入札の場合、電子くじにより決定するものとし、紙により事前提出された入札書にあっては、入札書に記載された電子くじ番号（記載がない場合は「999」とする。）により行うものとする。

4 紙入札の場合、直ちに当該入札者がくじを引き、落札者を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者のうち、入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が、これに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

予算執行者は、開札時に落札者を決定したときは、その場で落札者の決定を告げるものとする。

5 予算執行者は、落札者を決定したときは、落札者に通知するものとする。

(契約の締結)

第26 落札者は、原則として、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。なお、落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。

2 落札者が前項の規定による契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は県に帰属することとし、また、落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、県が納付させないこととした金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

(契約保証金)

第27 第26第1項により契約を締結しようとする落札者（以下「契約人」という。）は、契約金額（単価契約又は複数単価契約の場合は年間の予定総額）に100分の10を乗じた額以上の額の契約保証金を県に納付しなければならない。

なお、契約保証金は、現金による納付のほか、規則第142条第2項の規定により、知事が確実に認める担保の提供をもって代えることができる。

ただし、次の各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することができる。

(1) 契約人が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (3) 契約人が法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (4) 契約人が規則第144条の規定による契約保証人を立てたとき。
- (5) 契約金が100万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。

2 前項第2号に定める「規模をほぼ同じくする契約」は、当該契約金額の70%以上の額による契約とし、上限は定めないものとする。

3 契約人が、契約を履行しないときは、納付した保証金は県に帰属するものとする。

また、第1項ただし書きにより契約保証金の納付を免除された契約人が契約を履行しないときは、納付させないこととした金額に相当する金額を県に納付しなければならない。

(契約結果等の公表)

第28 予算執行者は、公表要領で定める様式第4号により、契約締結後遅滞なく、契約結果等を公表するものとする。

(補則)

第29 予算執行者は、業務委託等の一般競争入札を実施する場合において、この要領によりがたい特別な事情があるときは、会計局長と協議して、この要領と異なる扱いをすることができる。

附則

この要領は、平成29年3月23日に施行し、平成29年4月1日に入札公告する業務委託等から適用する。

附則

この要領は、平成31年3月27日に施行し、平成31年4月1日に入札公告する業務委託等から適用する。

附則

この要領は、令和元年9月27日に施行し、令和元年10月1日に入札公告する業務委託等から適用する。

附則

この要領は、令和4年11月1日に施行し、令和4年11月1日に入札公告する業務委託等から適用する。

附則

この要領は、令和6年4月5日に施行し、施行の日から適用する。
ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。

附則

この要領は、令和6年8月1日に施行し、施行の日から適用する。

ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。

また、第16第1項から第3項の規定にかかわらず、当面の間は電子入札の場合であっても、予算執行者の承認を得ることなく事前提出又は郵送による入札書の提出を認める。

附則

この要領は、令和6年11月1日に施行し、施行の日から適用する。

ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。

附則

この要領は、令和7年12月10日に施行し、施行の日から適用する。

ただし、最低制限価格を設定しない業務については、令和8年1月8日に入札公告する案件から適用する。

附則

この要領は、令和8年4月1日に施行し、施行の日から適用する。

ただし、施行日に既に公告中の業務については、なお、従前の例による。